

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2200001	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	該当なし	公正取引委員会では、質貸借の契約や物品の購入についての契約では、債権譲渡禁止特約条項が盛り込まれている。	b		国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始する予定。		<p>要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>(要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」</p>	b		国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から速やかに検討を開始する予定である。
z2200002	公正取引委員会	不当景品類規制（総付け）の撤廃・緩和	景品表示法第1条、第2条及び第3条 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（告示） 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について（通達）	「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）により、事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらないで提供できる景品類の最高額を定めている。	c		<p>景品表示法による景品規制は、零細・小規模商店の保護を目的とするような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号。）においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。</p>		<p>回答では、景品付き販売が野放しの状態で行われると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなることを根拠に対応不可とされているが、</p> <p>独占禁止法及び不公正な取引方法告示に基づく不当販売規制で代替することをもってしては競争秩序の維持が図られないとする理由を具体的に明示されたい。</p> <p>懸賞によらないで提供する景品類の価額の制限額を引き上げてしまおうと競争秩序の維持が図られないとする理由を具体的に明示されたい。</p>	c		<p>について 独占禁止法による不当販売は、企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、原価を下回るような不当な低価格販売を継続することによって顧客を獲得することは、正常な競争手段とはいえず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから禁止されているものであり、景品提供行為と行為類型を異にしていないため、景品規制を不当販売規制で代替することは困難である。また、「不当利益による顧客誘引」として独占禁止法による規制で代替することについては、独占禁止法による厳格な手続きに基づく調査では、波及性と昂進性を持つ景品提供行為には迅速な対応が不可能であることから景品表示法が制定された経緯があり、こうした景品規制は現行の景品表示法に基づき規制することが最良であると考えられる。</p> <p>について 上記のとおり、景品提供行為が過度になると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、一定の線引きとして、提供可能な景品類の最高限度を定めているものであるが、これについては平成8年に上限額の規制を廃止し、比率による規制のみとしたところ。平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えていないが、今後とも引き続き、景品に係る消費者の購買態度・価値観の変化、事業者の競争の多様化等について注視してまいりたい。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200001	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
z2200002	公正取引委員会	不当景品類規制（総付け）の撤廃・緩和	5039	50390056	11	社団法人 リース事業協会	56	不当景品類規制（総付け）の撤廃	不当景品類規制（総付け）を撤廃することを要望する。	事業者間の公正競争の活性化が図られ、その結果として、消費者利益に繋がる。	従前より同要望に対して公正取引委員会から「過大な景品提供は、消費者の適正な商品選択を阻害し、商品本体の品質・価格による公正な競争を阻害すると考えられる。このため、公正取引委員会としては、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止する観点から、引き続き、適切な景品規制を行っていく考えであり、規制を撤廃することは適当ではないと考えている。ただし、景品規制の内容については、商取引の態様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じて、常に見直しを行っていくことは必要であると考えている。なお、米国における景品規制では、一般懸賞（懸賞の方法により景品類を提供するもの）による景品提供については原則として禁止している。」との回答が示されている。そもそも日本語としての「景品」は、「商品に添えて寄に送る品物。おまけ。」といった意味であり、主たる物の存在が前提の言葉であるにもかかわらず、オープン懸賞といったくじの類の全く異なるものを景品の定義なかに含めてしまっていることがおかしし、問題なのは本来の通常の言葉での景品である。総付けの場合のみを景品というべきであると思うが、以下ここでは誤解を避けるため狭義の景品という。狭義の景品が何ゆえに不当に顧客を勧誘することになるのか、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解したうえで購入するかを選択するのである。不当表示の問題とは全く異なり、景品はそもそもだましてもない、国が勝手に国民を無能扱いしているようなものである。（本法が、「不当景品」と「不当表示」を一纏の法律で規定していることもおかしし、「不当表示」はだましてあって防止されるべきは当然のことであるが、狭義の景品が「不当表示」と同じ問題かのように扱われ、しかも法律上の名称は先ききて「景品表示法」と省略して呼ばれるということが異様と思われないであろうか。）また、「公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止」とされており厳重に聞かなくてはならないが、以前の公正取引委員会の口頭での説明では、零細・小規模商店が景品競争に敗れてつぶれることから保護するということがあった。ここでの「公正な競争」というのは、そうした競争を意味している。価格で競争することと景品で競争することは事業者の戦略の問題ではないのか。不当販売に当たるケースは別として、狭義の景品について不当販売に当たらないものまで規制するべきでない、独禁法と不公平取引方法告示に委ねることは何故問題があるという	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2200002	公正取引委員会	不当景品類規制（総付け）の撤廃・緩和	景品表示法第1条、第2条及び第3条 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（告示） 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について（通達）	「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）により、事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらないで提供できる景品類の最高額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は、零細・小規模商店の保護を目的とするような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号。）においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。		回答では、景品付き販売が野放しの状態で行われると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなることを根拠に対応不可とされているが、 独占禁止法及び不公正な取引方法告示に基づく不当販売規制で代替することをもってしては競争秩序の維持が図られないとする理由を具体的に明示されたい。	c		について 独占禁止法による不当販売は、企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、原価を下回るような不当な低価格販売を継続することによって顧客を獲得することは、正常な競争手段とはいえず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから禁止されているものであり、景品提供行為と行為類型を異にしているため、景品規制を不当販売規制で代替することは困難である。また、「不当利益による顧客誘引」として独占禁止法による規制で代替することについては、独占禁止法による厳格な手続きに基づく調査では、波及性と昂進性を持つ景品提供行為には迅速な対応が不可能であることから景品表示法が制定された経緯があり、こうした景品規制は現行の景品表示法に基づき規制することが最良であると考えられる。 について 上記のとおり、景品提供行為が過度になると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、一定の線引きとして、提供可能な景品類の最高限度を定めているものであるが、これについては平成8年上限額の規制を廃止し、比率による規制のみとしたところ。平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えていないが、今後とも引き続き、景品に係る消費者の購買態度・価値観の変化、事業者の競争の多様化等について注視してまいりたい。
z2200002	公正取引委員会	不当景品類規制（総付け）の撤廃・緩和	景品表示法第1条、第2条及び第3条 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（告示） 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について（通達）	「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）により、事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらないで提供できる景品類の最高額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は、要請者が理解しているような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号。）においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。		回答では、景品付き販売が野放しの状態で行われると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなることを根拠に対応不可とされているが、 独占禁止法及び不公正な取引方法告示に基づく不当販売規制で代替することをもってしては競争秩序の維持が図られないとする理由を具体的に明示されたい。	c		について 独占禁止法による不当販売は、企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、原価を下回るような不当な低価格販売を継続することによって顧客を獲得することは、正常な競争手段とはいえず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから禁止されているものであり、景品提供行為と行為類型を異にしているため、景品規制を不当販売規制で代替することは困難である。また、「不当利益による顧客誘引」として独占禁止法による規制で代替することについては、独占禁止法による厳格な手続きに基づく調査では、波及性と昂進性を持つ景品提供行為には迅速な対応が不可能であることから景品表示法が制定された経緯があり、こうした景品規制は現行の景品表示法に基づき規制することが最良であると考えられる。 について 上記のとおり、景品提供行為が過度になると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、一定の線引きとして、提供可能な景品類の最高限度を定めているものであるが、これについては平成8年上限額の規制を廃止し、比率による規制のみとしたところ。平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えていないが、今後とも引き続き、景品に係る消費者の購買態度・価値観の変化、事業者の競争の多様化等について注視してまいりたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200002	公正取引委員会	不当景品類規制(総付け)の撤廃・緩和	5040	50400029	11	オリックス	29	不当景品類規制(総付け)の撤廃	不当景品類規制(総付け)を撤廃することを要望する。		従前より同要望に対して公正取引委員会から「過大な景品提供は、消費者の適正な商品選択を阻害し、商品本体の品質・価格による公正な競争を阻害すると考えられる。このため、公正取引委員会としては、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止する観点から、引き続き、適切な景品規制を行っていく考えであり、規制を撤廃することは適当ではないと考えている。ただし、景品規制の内容については、商取引の態様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じて、常に見直しを行っていくことは必要であると考えている。なお、米国における景品規制では、一般懸賞(懸賞の方法により景品類を提供するもの)による景品提供については原則として禁止している。」との回答が示されている。そもそも日本語としての「景品」は、「商品に加えて客に送る品物、おまけ。」といった意味であり、主たる物の存在が前提の言葉であるにもかかわらず、オープン懸賞といった全く異なるものを景品の定義なかに含めてしまっていることがおかし、問題なのは本来の通常の言葉での景品である。総付けの場合のみを景品というべきであると思うが、以下ここでは誤解を避けるため狭義の景品という。狭義の景品が何ゆえに不当に顧客を勧誘することになるのか、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解しうらうで購入するかを選択するのである。不当表示の問題とは全く異なり、景品はうそでもたまでもなく、国が勝手に国民を無能扱いしているようなものである。(本法が、「不当景品」と「不当表示」を一統の法律で規定していることもおかし、「不当表示」はだましであって防止されるべきは当然のことであるが、狭義の景品が「不当表示」と同じ問題かのように扱われ、しかも法律上の名称は先にきて「景品表示法」と省略して呼ばれるということが異様と思われないであろうか。)また、「公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止」とされており厳重らしく聞こえなくはないが、以前の公正取引委員会の口頭での説明では、零細・小規模商店が景品競争に敗れてつぶれることから保護するということがあった。ここでの「公正な競争」というのは、そうした競争を意味している。価格で競争することと景品で競争することは事業者の戦略の問題ではないのか。不当販売に当たるケースは別として、狭義の景品について不当販売に当たらないものまで規制するべきでない。独断法と不正な取引方法告示に委ねることで何故問題があるという	
z2200002	公正取引委員会	不当景品類規制(総付け)の撤廃・緩和	5041	50410017	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	17	・総付け景品取引価格の緩和について	景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止) ・総付け景品 景品類の最高額の緩和。		・総付け景品:取引価格の1/10(1000円までの場合は100円) ・お客様の景品に対する期待感が向上している。 ・景品製作にかかる費用が上昇している。 この規制は景品価格の過当競争を避け、また中小企業を保護する為の規制と理解するが、買い手市場の現在では規制内の金額では顧客に行動変化を至らしめません。結果、各社とも販促策が減少し、消費の衰退につながっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2200003	公正取引委員会	不当景品類規制（一般懸賞）の緩和	景品表示法第1条、第2条、第3条 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（告示） 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について（通達）	「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）により、事業者が一般消費者又は他の事業者に対して、懸賞の方法により提供することができる景品類の最高額及び総額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は、要望者が理解しているような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）においても、懸賞による提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。		回答では、景品付き販売が野放しの状態で行われると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなることを根拠に対応不可とされているが、懸賞により提供する景品類の価額の制限額を引き上げてしまうと競争秩序の維持が図られないとする理由を具体的に明示されたい。	c		景品提供行為が過度になると、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、一定の線引きとして、提供可能な景品類の最高限度を定めているものであるが、これについては平成8年に規制の簡素化及び上限額の引き上げを行ったところ。平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えていないが、今後とも引き続き、景品に係る消費者の購買態度・価値観の変化、事業者の競争の多様化等について注視してまいりたい。
z2200004	金融庁、公正取引委員会	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条	独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社の場合10%）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有することを禁止しており、これを行う場合には公正取引委員会の認可を受けることとしている。	C		独占禁止法第11条によって、銀行等の株式保有を制限している趣旨は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有している銀行等の株式保有を制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じることを防止する。銀行等が事業会社と結びつくことにより、a当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められること、b例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に関与する等の不正取引の素地が形成されることを防止するというものである。公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査（平成13年7月4日公表）によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。企業は4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反しても要請に応じざるを得ない理由としては次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められている。このような金融会社と事業会社間の関係の特性等を踏まえると競争上の問題の発生を防止するため、銀行等の株式保有を規制する必要があると考えられる。		要望主体の下記要望を踏まえ、再検討願いたい。 「日本の預貯金を中心とした資金循環を基礎に製造業への資金投資を継続させるためには、資金が最も多く集中している銀行の資金を活用することは、資本の安定から鑑み、大きな役割を果たすと考える。予定されている外国株による株式交換の解禁等による欧米企業の日本企業に対するM&Aによる買収を回避するためにも、日本企業の資本の安定化が求められており、この観点より議論して頂きたい。この種の規制はドイツを含む類似の状況にある欧州大陸諸国でもない規制である。」	C		独占禁止法第11条は、事業支配力過度集中防止及び一定の取引分野における競争制限の防止の観点から、銀行又は保険会社の議決権保有比率を規制している。前回は回答したとおり、公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査（平成13年7月4日公表）によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。金融機関が行った要請に対しては、意志に反して要請に応じた企業も多数存在する。企業は4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反しても要請に応じざるを得ない理由としては次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められていることから、このような金融会社と事業会社間の関係の特性等を踏まえると、競争上の問題の発生を防止するため、銀行等の株式保有を規制する必要があると考えている。このように、同規制は競争政策上の観点から行っているものであり、製造業への資金投資の継続又は日本企業の資本安定化という全く異なる観点から議論することは不可能である。 なお、商法改正により、要望主体が言うように種類株の工夫等により株式と議決権を切り離したガバナンス上の問題とならない株式への投資活動は容易になっていくものと思料され、このような事業支配を目的とせずキャピタルゲインを目的とする純粋な投資活動（株式取得）については、不正な取引方法による場合以外は独占禁止法上の制約はなく銀行等も一般投資家と何ら変わりはない。また、民間企業が、業績の向上、経営の効率化等を図り自社の時価総額等の価値を高めることや、資本関係を含む業務提携等により資本の安定化策を講ずるなどすることにより、M&Aによる買収の回避策を講ずることは、内外を問わず、民間企業の経営判断により行われるものと思料する。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200003	公正取引委員会	不当景品類規制（一般懸賞）の緩和	5041	50410017	21	(社)日本フランチャイズチェーン協会	17	・総付け景品取引価格の緩和について	景品表示法第3条（景品類の制限及び禁止） ・一般懸賞 景品類の最高額の緩和。		<ul style="list-style-type: none"> ・一般懸賞：取引価格の20倍（総額は売上予定総額の2%） ・お客様の景品に対する期待感が向上している。 ・景品製作にかかる費用が上昇している。 <p>この規制は景品価格の過当競争を避け、また中小企業を保護する為の規制と理解するが、買い手市場の現在では規制内の金額では顧客に行動変化を至らしめません。結果、各社とも販促策が減少し、消費の衰退につながっている。</p>	
z2200004	金融庁、公正取引委員会	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	5044	50440001	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	1	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	いわゆる5%ルールの撤廃（無制限）。英米型ガバナンスやドイツ型ガバナンスを模倣するのではなく、日本企業に最適なコーポレートガバナンスを育成するため、機関投資家たる銀行の資本金機能（ガバナンス）の強化することにより、銀行のリスクマネーの供給機能を強化する。		<p>資金余剰という日本経済の環境下で、米国に比較して資本の弱体化が懸念であり、それを直ぐに個人の資本出資に期待するには時間的問題がある。つまり組織再編成の際の譲渡対価に海外株式が含ませられる時期がまじかに迫ってきており、米ドル下落の可能性が高まっている現在、日本企業の株式の保有者の中心が米英国資本の比率が高まることが予想され、日本企業のガバナンス構造が海外資本家に支配される事が考えられる。一方米国方資本主義の問題は、IT産業など投資回収が容易な産業育成はともかくも、製造業への資本投下が減少する可能性もあり、産業政策上、製造業を活性化が可能な資金源泉が不可欠で、その仕組みを構築することは日本経済の詳細にとって最大の課題である。その観点から、日本経済の強みを維持するためにも、M&Aによる買収を回避するためにも、日本企業の資本の安定化が求められる。事業支配力の集中等の問題があるにせよ、資金余剰の金融機関に資本増強の役割を期待したい。</p>	ガバナンス上の問題は、種類株の工夫で乗り切れるものと考えられる。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2200004	金融庁、公正取引 委員会	銀行等による株式等の取得等の制限 の撤廃等	私的独占の禁止 及び公正取引の 確保に関する法律 第11条	独占禁止法第11条は、銀行又は 保険会社が他の国内の会社の議 決権をその総株主の議決権の5% （保険会社の場合10%）を超えて 有することとなる場合には、その議 決権を取得し、又は保有することを 禁止しており、これを行う場合には 公正取引委員会の認可を受けるこ ととしている。	C	独占禁止法第11条によって、銀行等の株 式保有を制限している趣旨は、豊富な資金 力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大 きな影響力を有している銀行等の株式保有を 制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過 度の集中が生じることを防止する。銀行等 が事業会社と結び付くことにより、a当該事業 会社と競争関係にある会社を不利に扱う等 資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の 属する市場での競争が歪められること、b例 えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのあ る事業会社の取り扱う商品の購入を要請した り、銀行等が当該事業会社の経営に不当に 関与する等の不正取引の余地が形成され ることを防止するというものである。 公正取引委員会が行った金融機関と企業と の取引慣行に関する実態調査（平成13年7 月4日公表）によると、企業は、取引先金 融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機 関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多 い。金融機関が行った要請に対しては、意 志に反して要請に応じた企業も多数存在す る。企業の4割は金融機関からの要請を断 りにくく感じており、意志に反しても要請に応 じざるを得ない理由としては次回の融資が困難 になることや取引関係悪化の懸念が挙げられ ているといった状況が認められている。この ような金融会社と事業会社間の関係の特性等 を踏まえると競争上の問題の発生を防止す るため、銀行等の株式保有を規制する必要 があると考えられる。		要望主体の下記要望を踏まえ、再 検討願いたい。 「日本の預貯金を中心とした資金 循環を基礎に製造業への資金投資 を継続させるためには、資金が最も 多く集中している銀行の資金を活 用することは、資本の安定から鑑 み、大きな役割を果たすと考える。 予定されている外国株による株式 交換の解禁等による欧米企業の日 本企業に対するM&Aによる買収を 回避するためにも、日本企業の資 本の安定化が求められており、この 観点より議論して頂きたい。この種 の規制はドイツを含む類似の状況 にある欧州大陸諸国でもない規制 である。」	C	独占禁止法第11条は、事業支配力過度集中防止 及び一定の取引分野における競争制限の防止の観点 から、銀行又は保険会社の議決権保有比率を規制し ている。前回は回答したとおり、公正取引委員会が 行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調 査（平成13年7月4日公表）によると、企業は、取引 先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関 は影響力を及ぼし得る立場にあることが多、金 融機関が行った要請に対しては、意志に反して要請 に応じた企業も多数存在する。企業の4割は金融 機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反し ても要請に応じざるを得ない理由としては次回の融資が 困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられて いるといった状況が認められていることから、このよ うな金融会社と事業会社間の関係の特性等を踏まえ ると、競争上の問題の発生を防止するため、銀行等の 株式保有を規制する必要があると考えている。このよ うに、同規制は競争政策上の観点から行っているもの であり、製造業への資金投資の継続又は日本企業の 資本安定化という全く異なる観点から議論すること は不可能である。 なお、商法改正により、要望主体が言うように種類 株の工夫等により株式と議決権を切り離れたガバナ ンス上の問題とならない株式への投資活動は容易に なっていくものと思料され、このような事業支配を目的 とせずキャピタルゲインを目的とする純粋な投資活動 （株式取得）について、不公正な取引方法による場合 以外は独占禁止法上の制約はなく銀行等も一般投資 家と何ら変わりはない。また、民間企業が、業績の向 上、経営の効率化等を図り自社の時価総額等の価値 を高めることや、資本関係を含む業務提携等により資 本の安定化策を講ずるなどすることにより、M&Aによ る買収の回避策を講ずることは、内外を問わず、民間 企業の経営判断により行われるものと思料する。		
z2200005	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	私的独占の禁 止及び公正取引 の確保に関する法 律第9条第5項 私的独占の禁止 及び公正取引の 確保に関する法律 施行令第9条 私 的独占の禁止及 び公正取引の確 保に関する法律第 9条から第16条ま での規定による認 可の申請、報告並 びに届出等に関 する規則第1条の 2、第1条の3及び 第1条の4	独占禁止法第9条第1項及び第2 項は、他の国内の会社の株式を所 有することにより事業支配力が過 度に集中することとなる会社の設 立・転化を禁止している。	b	独占禁止法第9条の株式保有規 制は、同条第5項及び第6項によ り、一定の総資産基準を超える会 社に対して、設立後30日以内又は 事業年度終了後3か月以内に、当 該会社及びその子会社の事業に関 して報告する義務を課して「事業支 配力」型か否かを審査しているもの である。このように、同規制は、「事 後チェック型」となっており、規制改 革の基本理念に反するものではな く、企業再編を妨げるものではない と考えられる。 なお、規制改革推進3か年計画 （再改定）（平成15年3月28日閣 議決定）において、平成16年度中 に一般集中規制（第9条）の施行状 況のフォローアップを行い、一般集 中規制については将来的には廃止 することが適切であるとの指摘、事 業支配力が過度に集中すること により競争が阻害されることのない よう十分配慮すべきであるとの指摘 があることも踏まえつつ、評価・検 討することとされており、その一環 として検討することとしている。		回答では、規制改革推進3か年計 画（再改定）（平成15年3月28日 閣議決定）において、平成16年度 中に一般集中規制（第9条）の施行 状況のフォローアップを行い、一般 集中規制について評価・検討する こととされており、その一環として独 占禁止法第9条の株式保有規制に ついて検討するとしているが、要望 内容は、事業報告書の報告義務を 負う会社の負担軽減の観点から、 速やかに実施すべき事項と考えら れる。この点を踏まえ、 平成16年度中に行うとされてい るフォローアップの結果公表時期 並びに当該フォローアップを受けて の法改正等を含めた一般集中規制 見直し及びそれに基づく事業報告 書の報告義務見直しの実施時期を 明確にし、その時期となる理由も含 め具体的に示されたい。	b	規制改革・民間開放推進3か年計 画（平成16年3月閣議決定）にお いて、「一般集中規制について、今 後も引き続き、実態の変化を踏ま えつつ施行状況をフォローアップす る。そして、当該規制については将 来的には廃止することが適切であ るとの指摘、事業支配力が過度に 集中することにより競争が阻害され ることのないよう十分配慮すべきで あるとの指摘があることも踏まえつ つ、評価・検討する。」こととされ ており、平成16年度においては、 「フォローアップ、引き続き評価・検 討」することとされている。したがっ てフォローアップの状況について は、平成16年度中には公表すること としたいと考えているが、その後 の評価・検討については、これまで の指摘を踏まえ慎重に検討してい く必要があるものであり、フォー アアップを行ったからといって直ちに 一般集中規制を見直すこととなる わけではない。 なお、独占禁止法第9条第5項 の規定に基づく報告書の様式につ いては、平成14年9月18日にパブ リック・コメント手続を実施して関係 各方面の意見を求めた上で、必要 最小限の記載事項となるよう簡素 なものとしている。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200004	金融庁、公正取引委員会	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	5044	50440002	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	2	種類株の活用促進	現在デット・エクイティ・スワップによる優先株式の取得が認められている株式保有制限法適用除外の範囲拡大		金融機関による大規模なリスクマネーの供給を可能とするには、株主権の切り分けによって 既存株主との利害調整やガバナンス構造の緊張感を担保する種類株式の活用が有効と考えられるため。	要望1の補完として提出
z2200005	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	5048	50480007	11	社団法人 日本自動車工業会	7	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書は直ちに廃止すべきである。 少なくとも有価証券報告書等の既存の報告書の記載をもって代えることを認める等により企業の負担を軽減すべきである。	昨年独禁法が改正され一定以上の規模を有する会社（大規模会社）に対する一定額以上の株式保有制限（9条の2）が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。	行政による事前規制から事後チェックによる弊害規制に移行する流れに逆行する。 独禁法関連でも、大規模会社の株式保有制限（9条の2）は、規制内容を順次緩和したうえで廃止となり、合併等の企業結合の事前届出要件が緩和される方向にある。この中で、本件の事業報告書を求める必要性には説得力がない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2200005	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第9条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告並びに届出等に関する規則第1条の2、第1条の3及び第1条の4	独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止している。	b		独占禁止法第9条の株式保有規制は、同条第5項及び第6項により、一定の総資産基準を超える会社に対して、設立後30日以内又は事業年度終了後3か月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関して報告する義務を課して「事業支配力」型か否かを審査しているものである。このように、同条第5項は、「事後チェック型」となっており、規制改革の基本理念に反するものではなく、企業再編を妨げるものではないと考えられる。 なお、規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）において、平成16年度中に一般集中規制（第9条）の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討することとされており、その一環として検討することとしている。		回答では、規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）において、平成16年度中に一般集中規制（第9条）の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制について評価・検討することとされており、その一環として独占禁止法第9条の株式保有規制について検討するとしているが、要望内容は、事業報告書の報告義務を負う会社の負担軽減の観点から、速やかに実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、平成16年度中に行うこととされているフォローアップの結果公表時期並びに当該フォローアップを受けての法改正等を含めた一般集中規制の見直し及びそれに基づく事業報告書の報告義務見直しの実施時期を明確にし、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月閣議決定）において、「一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。」こととされており、平成16年度においては、「フォローアップ、引き続き評価・検討」することとされている。したがってフォローアップの状況については、平成16年度中には公表することとしたいと考えているが、その後の評価・検討については、これまでの指摘を踏まえ慎重に検討していく必要があるものであり、フォローアップを行ったからといって直ちに一般集中規制を見直すこととなるわけではない。 なお、独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書の様式については、平成14年9月18日にパブリック・コメント手続を実施して関係各方面の意見を求めた上で、必要最小限の記載事項となるよう簡素なものとしている。
z2200006	公正取引委員会	ビジネスモデルの進化に伴う下請法(下請代金支払い等遅延防止法)の規制緩和	下請代金支払遅延等防止法	下請事業者が親事業者の指定する倉庫に一定数量を預託し、親事業者が倉庫から出庫・使用する方式（以下「預託方式」という。）を親事業者が下請取引において採用する場合がある。この預託方式は、親事業者と下請事業者が長期的な需要予測データを共有することによって、効率的な生産体制を構築し、市場の変化による需要の増減に対して機動的に対応することが可能となるなど、親事業者及び下請事業者の双方の利益となる側面があり、下請法上禁止されているものではない。ただし、親事業者が預託方式を採用した場合、運用のいかんによっては、下請法において規定されている下請代金の支払遅延の禁止等の親事業者の遵守事項に抵触する可能性があるため、そのような問題を引き起こさないような形で実施する必要がある。 当委員会は、平成15年12月11日に公表した下請代金支払遅延防止法に関する運用基準において、親事業者が預託方式を採用する場合の下請法上の考え方を明らかにしているところ。すなわち、同運用基準において 「物品の製造委託において、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託し、親事業者は当該部品を倉庫から出庫し、使用する方式を採用することがある。このような方式の下では、下請事業者が、3条書面記載の受領日より前に、親事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託する場合には、預託された日が支払期日の起算日となる。しかし、例えば、下請事業者が倉庫に預託した部品のうち、3条書面記載の納期日前に預託された部品については、親事業者又は倉庫事業者を占有代理人とし、下請事業者が自ら占有していることとし、3条書面記載の納期日に、同記載の数量の部品の所有権が親事業者に移転することがあらかじめ書面で合意されなければ、倉庫に預託した部品のうち、3条書面記載の受領日前の預託数量については、実際の預託日にかかわらず、3条書面記載の納期日（ただし、親事業者が当該納期日前に出庫し、使用した場合においては、出庫した日）に受領があったものとして取り扱われ、「支払期日」の起算日とする（ただし、このような方式の下では、支払遅延のほか、受領拒否、買いたたき等の規定に抵触しないよう留意する必要がある。）」 という形で下請法上の考え方を示し、親事業者が預託	d	d	下請法上「受領」とは、物品の製造又は修理委託において、親事業者が下請事業者の給付の目的物を受け取り自己の占有下に置くことを意味するところ。下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準において明らかにしている。親事業者が預託方式を採用する場合は、下請法上の考え方は、一定の要件が満たされる場合には、下請事業者が倉庫に預託したことをもって直ちに親事業者が受領したとの取扱いにはしないとの考え方を示したものである。 しかしながら、上記の取扱いの下で、親事業者が実際に親事業者が倉庫に預託した部品を検査するということになると、もはや当該部品を自己の占有下に置いていないとすることはできない。 したがって、親事業者と下請事業者の合意をもって下請法上の特別扱いを認めることはできない。 及び について コック方式が使用高払い方式と呼ばれる方式は、単に親事業者が常に在庫を確保しておくため、下請事業者に対し、一定の在庫水準が常に保たれるように納入させ、親事業者が実際に使用したものを下請代金の支払う方式であり、この方式がとられた場合には、下請事業者は発注書面が交付されなくても、あるいは、納期が特定されていなくても、一定の在庫水準が常に保たれるように納入しなければならないので、必然的に親事業者の発注書面の交付義務違反や下請代金の支払遅延が生ずるおそれがあることから基本的に下請法上認められないとの取扱いにしている。 これに対して、SCMやVMIは、親事業者と下請事業者が長期的な需要予測データを共有することによって効率的な生産体制を構築し、市場の変化による需要の増減に対して機動的に対応することを目的として下請事業者が親事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託し、親事業者は当該部品を倉庫から出庫し、使用する方式であり、下請事業者の利益となる側面もある一方で、運用のいかんによっては、下請法に規定されている下請代金の支払遅延の禁止等の親事業者の禁止事項に抵触する可能性もあるため、平成15年3月31日に事前協議制度に基づく相談申出に対して、「下請法の適用を受ける取引においてSCMを採用する場合の下請法上の取扱いについて、の考え方を公表するとともに、平成15年12月11日に公表した「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても親事業者がSCMやVMIを採用する場合の下請法上の考え方を明らかにしているところである。 について 下請法において親事業者に対して下請代金の支払期日定め	下請法により、親事業者は、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払わなければならない。また、親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合、直ちに下請事業者からの給付の受領日等を記載した書面（3条書面）を下請事業者に交付しなければならないが、 要望事項にある「VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認のための先行検査の実施可能化」について、親事業者が倉庫内在庫の検査を行った時点で、自己の占有下に置いたものと考えられるので受領扱いにならないとの回答であるが、検査の実施をもって親事業者の占有下に移動とする解釈の根拠を示されたい。 （VMI：ベンダー・マネージド・インベントリ。親事業者と下請事業者が長期的な需要予測データを共有しつつ、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に一定数量を預託し、親事業者が倉庫から出庫・使用する方式。倉庫への預託は、下請事業者に交付される3条書面に記載された受領日より前にされる。） 上記 について、親事業者が倉庫内在庫の検査を行う場合であっても受領日と扱わず、3条書面記載の納期日を受領日とする特別（運用基準第4の2の「しかし」以下）の要件に該当すれば3条書面記載の納期日を受領日として取り扱うことができるか改めて検討されたい。 要望事項にある「下請法対象会社の自由意志によるコック、VMIへの参加」について、これまで下請法上コック方式は禁止されるものと一線に解されてきたが、親事業者が在庫を倉庫内に確保する点においてVMIと違いはなく、VMIが一定の要件の下で許容されるのであればコック方式も同様認められるところ、この点についての具体的な解釈を示されたい。 上記 について、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 要望事項にある「引き取り責任を明確にした上での引き取り時期の柔軟対応」について、下請事業者の経営上問題ない場合には、親事業者と下請事業者の双方が協議の上、受領日から60日後の下請代金の支払期日を延長できるように要望しているものであり、この点についての具体的な対応策を検討され、示されたい。				

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200005	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	5081	50810007	11	松下電器産業㈱	7	独占禁止法第9条第5項に基づく事業報告書について	独占禁止法第9条第5項に基づく事業報告書の廃止。又は、事業報告書を作成するとしても、会社が直接株式を保有する子会社の報告のみとすべきである。		報告義務を課せられている会社は大規模事業者であり、間接に議決権を保有する会社は多岐に渡る。会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社についてまで議決権保有割合、総資産、売上高を調査しなければならないというのはあまりにも煩雑であって、毎事業年度終了の日から3月以内に提出することが非常に難しい状態にある。	
z2200006	公正取引委員会	ビジネスモデルの進化に伴う下請法(下請代金支払い等遅延防止法)の規制緩和	5081	50810005	11	松下電器産業(株)	5	ビジネスモデルの進化に伴う下請法(下請代金支払い等遅延防止法)の規制緩和	下請法を現在の新しいビジネスモデルに対応できるように規制の緩和をいただきたい。書類整備の手続き緩和、下請法対象会社の自由意志によるコック、VMIへの参加、VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認の為に先行検査の実施可能化、引き取り責任を明確にした上での引き取り時期の柔軟対応等		下請け企業を保護するはずの「下請代金支払い等遅延防止法」が新しいビジネスモデルであるVMIに合致せず、下請企業を苦しめ、かつ企業経営の効率化を阻害している。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2200007	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の弾力的運営を可能とすること（独占禁止法）	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条	独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社の場合10%）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有することを禁止しており、これを行う場合には公正取引委員会の認可を受けることとしている。	C	<p>独占禁止法第11条によって、銀行等の株式保有を制限している趣旨は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有している銀行等の株式保有を制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じること防止する。銀行等が事業会社と結び付くことにより、a当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められること、b例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に関与する等の不正取引の余地が形成されることを防止するというものである。</p> <p>公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査（平成13年7月4日公表）によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。金融機関が行った要請に対しては、意志に反して要請に応じた企業も多数存在する。企業の4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反しても要請に応じざるを得ない理由としては今回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められている。このような金融会社と事業会社間の関係の特性等を踏まえると競争上の問題の発生を防止するため、銀行等の株式保有を規制する必要があると考えられる。</p>	<p>金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し又は保有することにより、議決権を取得し又は保有する場合について、信託銀行は、議決権保有率が5%を超えたことが直ちに分からずとも、同法第11条第1項第3号の規定により、1年以内の議決権保有については問題とならない。加えて、あらかじめ同法第11条第2項に基づき認可を得ることにより、総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。当該認可の基準は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（ガイドライン）において、「信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下であること」とされているが、予期せぬ議決権保有比率の増大への対応等同ガイドラインの改定の検討の必要性は、例えば、年金資産の増大、株式による資産運用の比重の高まりなど、市場実態の変化の状況も踏まえて判断することが適当であると考えられる。</p>	<p>回答は独占禁止法第11条の規制主旨並びに同条第1項第3号及び同条第2項を根拠に対応不可とされているが、例えば、主要インデックスを利用したパッシブ・ファンドにおけるインデックスの銘柄入れ替えに伴う新規組入れ、アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の組入れあるいは運用計画の変更に伴う組入れ等により、個別の銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する実例が存在し、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という認可基準によって効率的な資産運用を阻害し、ひいては投資家の利益を害することとなっているとの要望主体からの指摘を踏まえ、</p> <p>回答は独占禁止法第11条の規制主旨の説明にとどまっておらず、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という認可基準が必要な理由について具体的に説明されたい。</p> <p>要望内容は、商法改正に伴い「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という認可基準への抵触の可能性が増していることを背景に当該認可基準の緩和を求めているものであり、この点についてガイドラインの見直し等具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	C	<p>要望主体は、『主要インデックスを利用したパッシブ・ファンドにおけるインデックスの銘柄入れ替えに伴う新規組入れ、アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の組入れあるいは運用計画の変更に伴う組入れ等により、個別の銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する実例が存在し、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という認可基準によって効率的な資産運用を阻害し、ひいては投資家の利益を害することとなっている。』と述べている。従来、運用実績を無視して個別銘柄に偏った投資を行えば「忠実義務違反」に当たる可能性があることから、主要な信託財産である年金信託の運用については安定運用を重視してパッシブ運用を主体とするため、議決権の増加割合は年1%あれば十分とされていたところである。この運用の実態に変化があったのか否かについて把握することが、まず必要であると考えている。</p> <p>また、信託銀行の知らない事情により議決権保有割合の算定の分母が減ったとしても、1年間の適用除外期間が設けられているところ、信託財産を管理者たる信託銀行が1年間もその事実を知り得ない実態にあるのか疑問なしとせず、また、当委員会は、信託財産として所有等した株式について銀行勘定とは別個に管理し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていることを認可の考え方として明らかにしているところ（「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権保有等の認可についての考え方」第2の2（4））、まずは実態を把握することが必要であると考えている。</p>		
z2200008	全省庁（人事院と金庫庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	-	補助金なし	-	-	-	-	-	-	-	-

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200007	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の 弾力的運営を可能とすること(独占 禁止法)	5084	50840006	11	社団法人 信託協会	6	信託財産に係る議決権保有規制の弾力 的運営を可能とすること(独占禁止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止法では、銀行業を営む会社は、同法第11条第2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。なお、その認可基準は公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」に定められているところである。 ・ 一方、平成15年9月の商法改正により、平成16年度より定款を変更すれば、自己株式の取得が株主総会の決議を経ることなく取締役会の決議により可能となっている。 ・ 当該商法改正により、自己株式の取得を取締役会の決議により可能とする定款変更を行った企業については、取締役会の決議で適宜自己株式の取得が可能となることにより、総議決権数の把握が困難になるとともに、予期せぬ自己株式の取得がなされることにより、公正取引委員会ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増している。 ・ 特に、“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という基準につき、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したものの、予期せぬ自己株式の取得により、年1%を超え、基準に抵触することになることが想定される。 ・ したがって、信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘らず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行うなど、柔軟な対応を可能とするよう要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更で取締役会の決議に基づき自己株式の取得を可能とする商法改正により、当該ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害する恐れがあるため。 	
z2200008	全省庁(人事院 と金融庁を除く)	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	<p>補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一(一本化)を図り、既存の政令は各府省庁において廃止された。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの(例 鉄筋コンクリート)や購入したものの(パソコン・サーバ)が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。 	